

緻密な試験データ分析に基づき

考え抜かれたメインテキスト

合格講座

[全64回] 2時間35分/回

Web講師フレックス制

どなたでも【通学】横濱休日クラスのZoomライブ配信受講可能

重要科目に比重を置いた実践的学習

最大の特長は、初めて法律を学ぶ方が理解に戸惑うことが多い「民法」「行政法」に重点を置いたカリキュラム。配点の高いこの2科目を重点的に攻略するとともに、独自の基準点をもつ「一般知識」などの科目も合格に必要な知識をしっかりと網羅していきます。
Web受講は「講師フレックス制」で自分に合った講師を選択し受講することができます。さらに横溝慎一郎講師が担当する渋谷駅前本校休日クラスの講義をZoomライブ配信しますので、どなたでも自宅にいながらリアルタイムで通学講義を受講いただけます。(→詳細はP.30-31へ)



LECの合格講座講義録だけで、
法令5肢択一式問題の
85%が分かる!
(法令5肢択一式160点満点中136点)

Input

最新動向に対応し毎年改訂

重要ポイントが目で見える

合格講座 講義録

法律を初めて学ぶ方でも分かりやすい体系に構成された【合格講座 講義録】をメインに、法律学習には欠かせない【合格六法】、さらには、講義録とリンクした【復習用ドリル】も付属。これらの教材を駆使することで知識の定着・確認作業が効率的に進められます。

1 出題状況

本試験で出題された年度に「○」を付けています。「○」の多い分野は、優先して学習する必要があるとところです。

2 イメージ図で理解しやすく

文章だけでは理解しにくい内容については、わかりやすい「図」を使って説明します。

3 MEMO

本文の内容を補足し、理解を促す内容をMEMOとして記載。

4 過去問をチェック

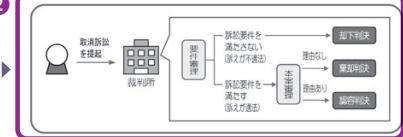
実際の問題でどのように出題されているかを過去問で確認。

4. 取消訴訟の審理と判決

▼出題の状況

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

これまで説明してきたのは、取消訴訟の訴訟要件である。論理的な順序としては、裁判所は、(1)まず、訴訟要件を具備しているかどうかを審理する(要件審理)。訴訟要件を具備しているのであれば、次に、(2)当該処分等が違法があるかどうかを審理する(本案審理)。この審理を経て、裁判所は、判決を下すことになる。



* 要件審理を先に付く、そのうえで本案審理を行うというのは、あくまで論理的な順序であり、実際には同時並行で行われることもある。

1 取消訴訟の審理の対象

(1) 取消訴訟の訴訟物
訴訟における本案審理の対象のことを訴訟物という。
取消訴訟の訴訟物については、係争処分の違法性一般をいい、個々の違法事由ではないと解される。
⇒ 2019-193

MEMO 行政庁の裁量処分については、裁量権の逸脱・濫用がある場合にのみ、当該処分が違法となる(30条参照)。

4 過去問

行政庁の裁量行為に属する処分については、取消訴訟の対象とならない。
[1998-38-4]
⇒ x 行政庁の裁量行為に属する処分であっても、裁量権の濫用をこえた場合はその濫用があった場合には、取消訴訟の対象となる(30条)。

←← 281

(2) 違法判断の基準時

取消訴訟の本案で係争処分の違法性が審理される場合、その違法は、どの時点を基準に判断されるか。取消訴訟は、処分の違法性を事後的に審査するものであるから、係争処分がなされた時点を基準に違法性が判断される(最判27.1.25)。

(3) 取消しの理由の制限

◆条文◆
第10条(取消しの理由の制限)
1 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に關係のない違法を理由として取消しを求めることができない。
2 処分取消しの趣意とその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分取消しの理由として取消しを求めることができない。

◆趣旨◆
1条1項は、取消訴訟が自己の権利利益の救済を目的とするところにかんがみ、自己の法律上の利益に關係のない違法を主張できないことを定める。10条2項は、手続上の交通整理のため、裁決取消訴訟において処分取消を主張できないこと(原処分主義)を定める。10条は、訴訟要件ではなく、本案審理における原告の主張制限について定められたものであるから、これに反する主張がなされると、請求が棄却される。

(a) 自己の法律上の利益に關係のない違法の主張制限

取消訴訟の原告は、自己の法律上の利益に關係のない違法を理由として、取消しを求められない(10条1項)。すなわち、原告適格が認められても、原告が「自己の法律上の利益に關係のない違法」のみを主張すれば、請求が棄却される。
⇒ 2019-193
⇒ 2018-177
⇒ 2013-145
⇒ 2012-164

MEMO (1)と(2)という「自己の法律上の利益に關係のない違法」とは、原告の権利利益を侵害する趣意で提起された処分(裁決)に對するものではない(10条1項)。 (4)定期航空運送事業免許の取消しを請求する原告が、原告が主張する定期航空運送事業免許の取消事由は騒音被害と関係なくあるとして、10条1項に「取消事由」としての判例がある(裁判例全文「定期航空運送事業」)。

6 条文

法律の学習においては、条文の内容を正確に理解することが重要です。それぞれの条文の内容について、講義のなかで学習していくことになります。

7 関連する過去問を明記

本文を扱った過去問の年度と該当問題を紹介します。

6 趣旨

それぞれの条文が、どのような目的で作られたかを説明しています。立法趣旨を確認することによって、条文の内容が理解しやすくなります。

2021年度本試験問題と合格講座講義録出題対応表

科目	問題	教材掲載ページ	科目	問題	教材掲載ページ
基礎法学	2-2	322	8-1	9, 122	
	2-3	321	8-2	9	
	2-4	301	8-3	10, 63	
	2-5	323	8-4	9	
	3	行政法366	8-5	359	
	4-1	66	9-1	61	
	4-2	178	9-2	65	
	4-4	67	10-1	40	
	5-1	117	10-2	43	
	5-3	112	10-3	45	
5-5	117	10-4	44		
6	214	10-5	41		
27-3	332	11-1	174		
27-4	332	11-2	174		
27-5	20	11-4	177		
28-2	22	12-2	135		
28-3	24	12-3	142		
28-5	24	13-7	160		
29-1	114	13-1	164		
29-2	114	13-7	169		
29-4	190	13-1	179		
30-1	173	14-1	237		
30-2	173, 174	14-2	238		
30-3	172	14-3	222, 238		
30-4	173	14-4	238		
30-5	171	14-5	236		
31-7	236	15-1	191		
31-7	236	15-2	191		
31-1	224	15-3	191		
31-1	224	15-4	191, 225		
32-1	239	15-5	220		
32-2	240	16-1	210		
32-3	242	16-7	232		
32-4	242	16-1	233		
32-5	242	16-1	236		
33-1	343	17-7	295		
33-1	369	17-1	302		
33-7	368	17-7	302		
33-1	369	17-1	313		
33-1	371	17-1	313		
34-2	444	18-1	274		
34-3	443	18-2	276		
34-4	442	18-3	274		
35-7	134	18-4	289		
35-1	519	19-1	278		
35-7	516	19-1	259		
35-1	516	19-2	259		
36-1	6	19-3	198		
36-1	6	19-4	258		
36-7	7	19-5	262		
36-1	7	20	358		
36-1	6	21-7	340		
37-1	81	21-1	340		
37-2	82	21-7	340		
37-3	83	21-1	340		
37-4	83	22-7	435		
37-5	83	22-1	439		
39-1	145	22-7	438		
39-7	143, 144	22-1	437, 438		
39-1	143, 178	23-1	憲法288		
39-1	175	23-2	441, 444		
40-7	198	23-3	446		
40-1	201	23-4	400, 403		
40-7	201	23-5	421		
40-1	202	24-1	410		
40-1	202	24-7	408		
40-7	202	24-7	397		
40-1	201	24-1	411		
40-7	201	24-1	410		
40-1	202	25	47, 48		
40-7	202	26-7	64		
40-7	202	26-7	252		
40-7	202	26-1	356		

行政書士試験

実践的カリキュラム

オリジナル教材

精講講師陣

受講スタイル・サポート制度

Input

Output

法律学習の必須アイテム
合格六法

指導歴38年のノウハウが詰まった合格バイブル
合格講座 講義録

1. 条文の読み方

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

POINT 条文が横書きだから、読みやすくチェックしやすい!
ラインマーカーのチェックや書き込みにも適したレイアウトになっています。

3. 地方公共団体の権能——条例制定権を中心に

第94条 地方公共団体の権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

POINT 過去問
地方公共団体の条例制定権は、憲法により認められたものでない。
地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる(94条)。
地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる(94条)。
憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。

体系別過去問演習の決定版
出る順ウォーク過去問題集
[法令編][一般知識編]

出る順行政書士
ウォーク過去問題集
1. 法令編
ウォーク過去問題集
2. 一般知識編

問16 法の下の平等に関する

1 憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
2 憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
3 憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
4 憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。
5 憲法が条例制定権を認める以上、これは当然に予想されることであり、のみで規定が置かれているわけではない。

POINT 学習の早い段階から、過去問対策を!
実際の試験レベルの問題で演習することで本試験に対応できる、解答力が鍛えられます。

判例：徳島市公安条例事件 (最大判50 9 10)

徳島市が行った道路交通法で規制されていること、徳島市公安条例でも規制として、同じ道路の対応を規制した。Xは、徳島市内でデモ行進に参加した際に通行をし、道路交通法および徳島市公安条例に違反すると、起訴された。

POINT 判例は、「普通地方公共団体の制定する条例(国・自治法)に違反しない」とは明らかであるが、条例制定権に違反するかどうかは、条文を対比するのみならず、その趣旨・目的、内容及び効果に照らし、両者の間に差があるかによって決まらなければならない。また、ある事項について国法がこれを規制する旨の文言がある場合、(4) 当該事項をめぐって、国法制定の趣旨・目的・内容及び効果に照らし、両者の間に差があるかによって決まらなければならない。

理解度・進捗度をチェック
復習用ドリル

問題(左)と解説(右)を見開きで対応しているので、同時に読み進めることで力がつきます。また、テキストの該当ページも掲載しているので復習しやすくなっています。

学習効率を追求したアウトプット教材
科目別答練 / 全日本行政書士公開模試・ファイナル模試

重要度 難易度
B 普通

合格講座講義録【憲法・基礎法学】P.290

POINT 解説冊子が見開きだから、復習がしやすい!
問題(左)と解説(右)を見開きで対応しているので、同時に読み進めることで力がつきます。また、テキストの該当ページも掲載しているので復習しやすくなっています。

行政書士とは

実践的カリキュラム

オリジナル教材

精鋭講師陣

受講でマイール・サポート制度

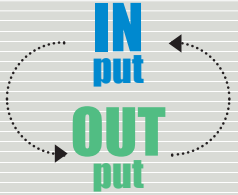
無理なく効率的に学べるオリジナル教材 学習効率を追求したアウトプット教材

記述基礎力養成講座

【全4回】2時間30分/回

点数を取る為のコツを学ぶ!

記述式問題は、問題に対する解答を40文字程度で記述する形式です。「択一式問題」を解くために身につけた知識を「記述式問題」を解く際にどう活かせばよいのか、点数がとれる答案を書けるようになるためのコツを問題演習を通して体得します。



各回9問、合計36問出題
過去問+オリジナル問題

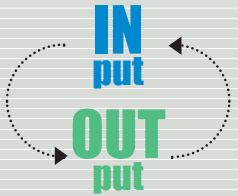
記述式問題の「過去問」を中心に、記述式問題の「解き方」を確認しましょう。問題文に示されている情報を「図」にしています。どのような事案で、どのようなことを問われているのかを整理しましょう。

文章理解特訓講座

【全2回】2時間30分/回

文章を読み解くテクニックを身につけ、得点源に変える!!

文章理解の問題の解き方を習得する講座です。文章理解の問題に20分も30分もかけてはいけません。文章理解は5分以内で解けます! この講座では解法テクニックをお話ししていくとともに、法令科目の長文問題、多肢選択式問題、記述式問題にも応用できる力を身につけます。



各回14問、合計28問出題
様々な形式のオリジナル問題

「並べ替え」「空欄補充」から「要旨把握」まで、さまざまなタイプの文章理解の問題の解き方を学びます。一般知識科目の基準点(14問中6問)を突破するためには、例年3問出題される文章理解を確実に得点するのが近道です。

全日本行政書士公開模試 ファイナル模試

【全2回】演習:3時間/解説:2時間30分

【全1回】演習:3時間/解説:2時間30分

科目別答練

【全7回】演習:1時間30分/解説:2時間

インプット⇒答練・模試⇒復習のサイクルで知識力の定着を図る! 知識のインプットをした後は、問題演習を行うことで、知識の定着度合いが明らかになります。演習でのミスは復習の指標となり、原点に立ち返って復習し直すことが更なる力を身につけることに繋がります。

OUTput

解説冊子が見開きだから、復習がしやすい!

詳細な成績表で、自分の弱点を把握できる!

■科目別答練 各回30問、合計210問出題 解答必須の基本問題

科目別の演習なので、全科目の学習を終えていなくても大丈夫。解説冊子には「合格講座講義録」の該当ページも記載されているので、復習を効率的に行うことができます。

■公開模試・ファイナル模試 本試験同様の模擬試験で、実力把握・実践力強化!

本番さながらの雰囲気・緊張感の中で行う最後のシミュレーション。ここで弱点を炙り出し、本試験での死角をなくします。

POINT 問題(左)と解説(右)を見開きで対応させています。同時に読み進めることができるので、非常に便利です。また、各問、重要度・難易度を表示。復習の優先度が目で見て分かります。

POINT 得点分布図はもちろん、選択肢別の回答率、問題毎の正解率など、復習に役立つ情報が満載です。「正解率」の高いものから優先的に復習して、効率的な学習を実現しましょう!

インプットからアウトプットまで オールインワンのパーフェクトコース教材ラインナップ

教材費は
受講料込み!
追加の費用は
かかりません!

※教材ラインナップの画像は、2022年合格目標向け講座で使った教材を中心に掲載しております。2023年合格目標講座では表紙のデザインや冊数が一部異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※「商法・会社法」「一般知識」の過去問ピックアップはございません。ワーク問題用問題集をご利用ください。

行政書士とは

実践の力キレラム

オリジナル教材

精鋭講師陣

受講スタイル・サポート制度